

中立国の法的義務に関する考察

伊津野 重 満

Legal Obligations of Neutral States

Shigemitsu Itsuno

After the USSR was dissolved, circumstances have quickly changed politically, economically and ideologically.

Austria and Switzerland, permanently neutral states, which have been member states of the EFTA, have wanted to become member states of the EC since 1961. The USSR, Czechoslovakia and so on have, however, objected to their becoming member states of the EC because it would violate their legal status as neutral states. So permanently neutral states above mentioned and Sweden, occasionally neutral states, could not become member states of the EC notwithstanding their wishes. That is because, if neutral states obtain membership in the EC, in the future they may be obliged by the EC to apply economic sanctions against belligerents due to its common economic policy.

But nowadays the concept of permanent neutrality——*immerwährende Neutralität*——and occasional neutrality——*gelegentliche Neutralität*——is strongly affected by the dissolution of USSR and is changing.

As is widely known, today the Republic of Russia as a successor of USSR is no longer a super power which could prevent neutral states from becoming member states of the EC, and has not the political motive to do so. It is therefore essential to consider for the future what the legal obligations of neutral states at present are.

From the viewpoint of traditional international law, the author tries to describe the obligations of occasional neutral states in war time and permanently neutral states in peace time.

永世中立国は、攻撃に対して自国を防衛する場合を除いて、他のいずれの国に対しても武器をとってはならない条約上の義務を負う国である。伝統的な国際法の下では、一般の国家は、他国間に戦争が勃発した場合、参戦するか或いは中立国として戦争の局外にとどまるかの選択権を有するが、永世中立国はこのような権利を有しなく、原則として永世中立国の地位を承認したすべ

ての国の同意がない限り、さきのような義務を負い続ける。

一般の国家も中立国としてとどまることを選択した以上、その戦争期間中、永世中立国と同様に中立義務を遵守しなければならないことは当然である。このような中立を occasional neutrality, gelegentliche Neutralität, gewöhnliche Neutralität という。このような中立義務の内容は、通常の中立国においても、永世中立国においても、なんら異なるところがない。しかし、永世中立国の場合においては永続的な地位であるので、戦争勃発の都度中立宣言を行う通常の中立国とは違って、平時においても一定の義務を負う。以下に、通常の中立国の義務と永世中立国の義務とに分けて考察してみたい。

1 中立国の義務

中立義務は、国際法上の意味における戦争状態が存在して初めて発生する義務であるので、どこにも戦争状態が存在しないのに中立義務が発生する余地はない⁽¹⁾。中立は、平時においてはいかなる権利義務も創造しないからである（スイスの公的中立概念（Offizielle Schweizer Konzeption der Neutralität）⁽²⁾）。中立から発生する権利義務は、戦争がいかに切迫している場合であってもその勃発以前には存在しない⁽³⁾。国連憲章には単なる平和に対する脅威、或いは、戦争に至らない平和破壊の場合の安全保障理事会の強制措置が規定されているが、このような場合にも中立義務は発生しない⁽⁴⁾。したがって、戦争状態の発生していない単なる国家間の武力紛争においては、第三国が武力紛争当事国の一方に対して軍事支援を行っても、法的には中立義務違反という問題は生じることはない。

マンゴーンは、「国家の権威の下で組織された公けの軍事力の行使と戦争とを法的に区別することは無視できないことであり」、「国際法の下では国家の権利義務は、戦争状態が現実が始まる時に発生し、その以前には発生しない」と述べ⁽⁵⁾、戦時禁制品の積載嫌疑のある中立船舶の公海上での停船、臨検を行う交戦国の権利や、中立国領域に進入してきた交戦国軍隊に対する中立国の抑留の権利について論及しているが⁽⁶⁾、交戦国や中立国のこのような権利は法的意味における戦争状態の発生を不可欠の前提にしている。

交戦国は公海上で中立船舶に停戦を命じ、臨検、捜索を行うことが認められるが、平時においては、公海上での他国によるこのような行為は国際違法行為を構成する。戦時においては、中立国は自国船舶に対する交戦国のこのような行為を黙認しなければならない義務がある。交戦国が中立国に対してこのような黙認義務を課することができるためには、戦争状態の発生を「遅滞なく中立国に通告」した後であるか、或いは、「中立国が実際戦争状態ヲ知りタルコト確實ナルトキ」である（開戦ニ関スル条約）。

戦争状態の存在がなければ、交戦国はこのような権利を有しなく、また、第三国の側においても黙認義務を負うこともない。このように同一の行為であっても、それが平時において行われるものであるか、戦時において行われるものであるかによって、法的効果が全く異ってくるのである。

次に、戦争状態の発生という場合の「戦争」について、考察しなければならない。単に戦闘の規模の大小によって、戦争と武力紛争とを分かち基準とすることはできない。

ローターパクトによれば、「戦争とは、互いを打ち負かす目的で、また勝者が欲する講和条約を課す目的で、二若しくはそれ以上の国家間の軍隊による闘争である」と定義している⁽⁷⁾。戦勝国の意図は、戦後講和条約の締結によって実現されることになるのである。

国際法上の戦争状態の発生は、単に敵対行為が発生しているというだけではなく、交戦当事者の双方が国家であるか、或いは、一方が国家で他方が交戦団体として承認されていることも不可欠の前提とされている⁽⁸⁾。国際法上の主体の問題である。

また、戦争状態の発生には交戦当事者の戦争意思も必要であり、強力の行使が自衛や復讐として限定的に行われるときは、戦争状態の存在は認められない⁽⁹⁾。

したがって、1980年の在イラン米大使館人質事件においてアメリカが自衛権行使として人質救出作戦を敢行した事件や、また、1958年から1976年にかけてイギリスとアイスランド間で3度まで発生した漁業紛争、所謂「タラ戦争」(Cod War)において、「イギリスが公海上における漁業権確保のために自国艦艇を派遣して実力行使を行った事件は、法的意味における戦争とはいえない。1982年にイギリスとアルゼンチン間で発生した最先端兵器を駆使した大規模な武力紛争のフォークランド紛争も、強力の行使が限定的であったので国際法上の戦争ではなかった⁽¹⁰⁾。

中立国の義務は、わが国では、一般に、回避義務、阻止義務、黙認義務とに分けて説明がなされている。

回避義務は、中立国が国家として交戦国に対して直接、間接に援助を与えてはならない国家の不作为義務をいう。ローターパクトは中立国の公平義務という用語を用いて、中立国が一方の交戦国に損害を及ぼすような援助を他方の交戦国に与えたり、一方の交戦国を有利にするような損害を他方の交戦国に与えれば、この公平義務に違反すると述べている⁽¹¹⁾。

回避義務は、交戦国の一方または双方に対する援助供与の禁止を意味し、交戦国双方に対する同性質、同数量の公平な援助を行うとしてもこの不作为義務を免れるわけではない⁽¹²⁾。交戦国の一方または双方に対して軍隊、艦船、軍用機、戦車、武器、弾薬、財政的支援などを供与すれば、中立義務のうちのこの回避義務の違反を行うことになる。

(1) 軍隊、武器、弾薬等の供与禁止義務

中立国は、交戦国の一方または双方に対して敵対行為の禁止、軍隊提供の禁止というような不作为義務を負っている(スイスの公的中立概念)。

中立国のこのような禁止義務違反は、その違反が執拗且つ重大なものであれば、その違反によって損害を被る交戦国の方は、それを敵対行為と見做し戦争状態の発生とうけとめるであろう。ローターパクトは、中立国の交戦国に対する敵対行為は戦争行為であり、このような行為はかかる中立国と当該交戦国間の戦争条件をつくりだすと述べている⁽¹³⁾。また、中立国の重大な中立義務違反があった場合、それを黙認するか否かは全く交戦国の裁量いかんにかかっていると述べている⁽¹⁴⁾。

「海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル条約」には、「中立国ハ、如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハス、交戦国ニ対シ直接又ハ間接ニ軍艦、弾薬又ハ一切ノ軍用材料ヲ交付スルコトヲ得ス」(第6条)と定めている。中立国の交戦国に対する軍事物資の輸出が開戦前の既約分であることを理由としてなされることがあるが、「如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハス」と定めていることから、本条は既約分であっても、軍事物資の交戦国に対する輸出はこれは行ってはならないと解さる⁽¹⁵⁾。

1922年署名の「空戦に関する規則」には、「中立国政府は、交戦国に対し航空機、その部品又は航空機の用に供する材料、需品若しくは軍需品を、方法のいかんを問わず、直接又は間接に供給することができない」(第44条)と定めている。同規則は米、英、仏、日、伊、オランダの6

カ国代表がハーグ会議の結果として採択したものであるが、批推がなされていなく未発効であり法的拘束力があるとはいえないけれども、かなりの権威を有するものとされている¹⁶⁾。中立国政府は交戦国に対して軍事物資を「方法のいかんを問わず、直接又は間接に供給することができない」と規定していることから、第三国を中継貿易国として交戦国へ輸出することもこの禁止義務に違反すると解される。

このように、中立国は、国家としての資格において、いかなる名義をもってするを問わず、また方法のいかんを問わず、直接または間接に、交戦国に対する軍事物資の供与を行うことは禁止されているといえることができる。

(2) 財政的支援の供与禁止義務

「中立国は、戦争当事者との通商上の権利を有する」¹⁷⁾ (スイスの公的中立概念)。しかし、財政的支援を行ってはならない義務は、中立国が交戦国に対して財政的給付を行わないだけでなく、他方の交戦国に対して政治的に動機づけられた経済的措置(制裁)を行ってはならないことをも意味する。

中立国は、交戦国に対していかなる援助も慎まなければならない義務がある。したがって、中立国は交戦国のために軍事物資を供給することは勿論、軍事目的のための公債を引き受けることも許されない¹⁸⁾。軍事目的のために金銭を貸与することも同様である¹⁹⁾。スイスの公的中立概念は、「中立国は、交戦国に財政的支持——当然、戦争遂行のための直接的利用に供するための措款や財政的給付を意味するが、商政策的目的のクレジット殊に通常の商取引維持のためのクレジットを意味しない——を与えてはならず、また、武器、弾薬を供給してはならない義務を負っている。しかも、両当事者を公平に取扱う場合においてもまた同様である(絶対的の中立)」と述べている。

また、中立国は、「経済政策上の措置によって武装の動機を与えたり、或いは、政治的な動機から敵対者に対して行われる他の国の経済的措置を明示的にまたは故意に支持」してはならない(スイスの公的中立概念)。ピントシュトラもこのスイスの公的中立概念に倣って、「具体的な戦闘を考慮して」(im Hinblick auf einen konkreten Konflikt) そういう経済的支持を交戦国に対して行ってはならないと述べている²⁰⁾。政治的に動機づけられた輸入禁止を行うことも許されないのである²¹⁾。

(3) 国家の義務としての中立

これまでみてきたように、中立国の交戦国に対する軍隊・武器・弾薬等の供与禁止義務や財政的支援の供与禁止義務の受範者は、国家である。「個人は、国際法上の中立義務の受範者ではない」(スイスの公的中立概念)。

「陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル条約」第7条は、「中立国ハ交戦国ノ一方又ハ他方ノ為ニスル兵器、弾薬其ノ他軍隊又ハ艦隊ノ用ニ供シ得ヘキ一切ノ物件ノ輸出又ハ通過ヲ防止スルヲ要セサルモノトス」と規定し、このような義務が国家の義務であることを宣明している。

1955年10月26日、オーストリア政府も議会において「(中立法によって)国民の基本権や自由権は決して制限されることはない」、「中立は、国家に義務を課すが、個々の国民には義務を課さない」と明言している²²⁾。前原教授は、回避義務の禁止事項を説明するにあたって、「国家たる

資格において」行ってはならないという表現を用いている⁽²³⁾。

以上のことから、中立義務の受範者が国家であって個々の国民ではないことは疑問の余地がない⁽²⁴⁾。要するに、交戦国の一方または双方に対する兵器、弾薬、その他の軍事物資を国家が提供することは中立義務違反となるが、このような軍事物資の輸出を個々の国民が行うことは、中立義務違反とはならないということである。

「海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル条約」第7条にも、この規定の義務の受範者を「中立国」としており、「空戦に関する規則」第45条も、「陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及ヒ中立人ノ権利義務ニ関スル条約」第7条と殆ど同趣旨の内容を有している。この点について、スイスの公的中立概念は、「国家は私人が一方或いは他方の交戦国のために行う武器、弾薬、その他の軍事物資の輸出或いは通過を禁止する義務を負わない」と明言している。

但し、中立国がこれらの軍事物資の輸出または通過について制限または禁止するときは、「両交戦者ニ対シ一様ニ之ヲ適用スヘキモノトス」と定め（陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル条約、第9条）、両交戦国を公平に取扱うことを要求している。「海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル条約」第7条及び「空戦に関する規則」第45条にも、同趣旨の公平取扱義務が定められている。

更には、中立国が交戦当事国に対して公債に応じることも中立義務に違反するが、中立国国民がこれに応じることは違反とはならない。中立国国民が交戦国のために義勇兵として参戦する場合も同様であって、中立国はこれを阻止しなければならない義務はない。「陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル条約」には、「中立国ハ、交戦国ノ一方ノ勤務ニ服スル為個人カ箇々ニ其ノ国境ヲ通過スルノ事実ニ付其ノ責ニ任セス」（第6条）と規定されている。1950年に勃発した朝鮮動乱には中国軍も参戦したが、中国はこの規定を援用したとみえて、当該中国軍はすべて義勇兵であり、政府は義勇兵の国境通過を阻止しなければならない義務はないとの声明を発表していた⁽²⁵⁾。しかし、アメリカは中国軍を、北朝鮮軍に点在している単なる義勇兵ではないとの見解を表明していた⁽²⁶⁾。

中立国は、イデオロギー上の中立を守る必要がなく、国民の言論、出版の自由は、その国民の属する国家の中立の地位によって、なんら制限されることはないということは明白である⁽²⁷⁾。第二次世界大戦の初期にナチス当局がスイスやノルウェーに対しイデオロギー上の中立を要求してきたとき、両国はこれを拒否した⁽²⁸⁾。しかしながら、スイスは第二次世界大戦中新聞に一定の制限を課し、新聞の一方的な態度によって自国が戦争に巻き込まれないような措置を講じた⁽²⁹⁾。しかし、同政府のこのような措置は中立政策上の問題であって、中立義務の履行としてではなかったことは明らかであろう⁽³⁰⁾。オーストリア議会において同政府が、中立法によって「国民の基本権や自由権は決して制限されることがない」と述べたのは、このような意味においてであろう。

(4) 中立国領域を利用させない義務

阻止義務は、交戦国が中立国領域（領土、領海、領空）内で敵対行為を行う場合、或いは交戦国が軍事目的のために中立国領域を利用しようとする場合、これを阻止しなければならない中立国の積極的義務をいう。

交戦国は中立法を遵守しなければならない義務があるから、中立国領域を交戦目的のために利用すること、換言すれば、中立国領域に対する不可侵義務に違反するような行動をとることは許

されないが（陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル条約、第1条）、交戦国側にこのような違反があったときは、中立国は兵力を行使してでもこれを阻止しなければならない義務がある。このような場合における中立国の兵力の行使は、敵対行為とはならない。さきの条約には、「中立国カ其ノ中立ノ侵害ヲ防止スル事実ハ、兵力ヲ用キル場合ト雖、之ヲ以テ敵対行為ト認ムルコトヲ得ス」（第10条）と規定されている。

交戦国が中立国領域内で敵対行為を行う場合というのは、例えば、中立国領海内で交戦国軍艦が戦闘を交えることは勿論、一方の交戦国軍艦が他方の交戦国船舶を拿捕するような場合である。また、交戦国が中立国領域を利用する場合というのは、交戦国が中立国領土内の飛行場を軍事目的のために使用し、或いは、中立国領土にミサイル施設を設置するような場合である。中立国領土を交戦国が軍隊、武器、弾薬などの通過に利用することも、中立国領域の利用となる（陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル条約、第2条）。

交戦国の中立国領域内でのこのようないかなる行為も、中立国はこれを阻止しなければならない義務がある。このような中立国の義務が阻止義務である。他にも、阻止義務違反となるような例は、「交戦国軍艦カ中立国領水ニ於テ捕獲及臨検搜索権ノ行使其ノ他一切ノ敵対行為ヲ行フコト」を中立国が容認することである（海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル条約、第2条）。

また、「交戦者ノ為中立国ノ領土ニ於テ戦闘部隊ヲ編成シ、又ハ徵募事務所ヲ開設スルコト（同条約第4条）、交戦国に対して「中立ノ港及領水ヲ以テ敵ニ対スル海軍作戦根拠地ト為スコト」（海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル条約、第5条）などを容認することは中立義務違反となる。

スイスの公的中立概念は、中立国領域内における「敵対行為、軍隊、弾薬、看護部隊の通過、作戦基地としての中立国領土の譲渡・徴兵・宣伝場所の設置、放送局の維持並びに上空飛行は、阻止されるべきである」と述べている。

中立国の阻止義務の履行は、外交手腕の発揮や兵力の行使によっても行うことができる。中立国領域に対する中立侵犯が交戦国の圧倒的な軍事力によって行われる場合、外交交渉など中立国としてなしうる限りの手段を講じたのであれば、阻止義務違反の結果が現出してもその責任を他方の交戦国から追求されることはない⁽⁸¹⁾。このことは、若干の事例によって認められている⁽⁸²⁾。また、中立国の阻止義務の履行が中立国を危険に陥れるような場合にも、義務不履行による責任を問われることはない⁽⁸³⁾。

2 永世中立国の平時における義務

一般の国家は、平時においては、永世中立国のような中立義務を負ってはいない。他国家間に戦争が勃発したとき、中立宣言を行った国が、その戦争期間中、中立義務を負うにすぎない。「永世中立国にとってのみ、平時においても権利義務が存続する」（スイスの公的中立概念）。他国家間に戦争が発生した場合、「通常の中立法上の義務が永世中立国の義務に更に加わる」（スイスの公的中立概念）ことになる。

(1) 戦争を開始しない義務

永世中立国も、他のすべての国と同様に、自衛権行使のために軍事力を行使することができることについては議論の余地はない。否、永世中立国にとっては、自衛は権利であるだけでなく、

むしろ義務でさえあると主張されている³⁴⁾。交戦国の一方が中立国領土の一部を占領し、その占領地を利用して他方の交戦国に敵対行為を行うことがあるので、中立義務の一つである中立国の阻止義務の履行という観点から捉えて、このような見解が主張されるのである。

スイスの公的的中立概念は、永世中立国の義務として、「戦争を開始しない義務」(Verpflichtung, keinen Krieg zu beginnen)を挙げている。

フェアオースタも、さきのスイスの公的的中立概念と殆ど同じ表現を用いて、「永世中立国の戦争を開始しない義務」について述べている³⁵⁾。クンツも、永世中立国は自衛の場合を除いて戦争に訴える権利を差し控えなければならないと述べている³⁶⁾。ピントシェトラーも、永世中立国は「いかなる戦争も開始してはならず、また、——一般的には——武力行使に訴えてはならない義務がある」と述べている³⁷⁾。

以上、永世中立国が戦争を開始してはならない義務を負っていることについては疑いがないが、戦争に至らない武力の行使についてはどうであろうか。

国際社会がまだ未組織な現代においては、他国から権利侵害をうけても、あらゆる紛争の平和的解決手段を講じてもおお被った損害を回復できない場合や、違法な侵害行為の継続を排除できない場合があることは稀ではない。1979年の在イラン米大使館人質事件、1981年のイスラエルのイラク原子炉爆撃事件などにみられるように、他国から一方的に違法な侵害行為が行われることがある。このような場合、被害国が被った損害を回復するために或いは武力行使を伴わない権利侵害を排除するために、狭義の自衛権行使にはならない限定的な実力行使に訴えることができるであろう。国際法上、一定の条件の下でこのような実力行使を行うことが一般の国家に許容されているとしても——許容されていないとすれば、被害国は違法行為を甘受する以外にないが——永世中立国にはこのような実力行使が許されないであろうか。

永世中立国の義務は、戦争に訴えてはならないだけでなく、武力行使にも訴えてはならないとする見解がある。

1962年の「ラオスの中立宣言」によれば、ラオス王国政府が厳粛に宣言する項目のひとつに「他国の平和を損なうような恐れのあるいかなる武力行使または武力による威嚇も行わず、かつ、他国の内政に干渉しない」義務を宣言している。

スイスの公的的中立概念は、永世中立国の義務として「戦争を開始しない義務」を挙げた後、「永世中立国は、戦争に巻き込まれないためにあらゆることをしなければならず、また、戦争にまき込まれる可能性のあるあらゆることをしてはならないというように要約することができる」と述べている。また、「(永世)中立国は戦争に巻き込まれないように外交政策を処理しなければならない」とも述べている。

このような規定以外にも、永世中立国は集団安全保障条約には参加してはならないとか、国際会議への参加にしても、それが「政治的な側面を有しているか、或いは、主として経済的、文化的、技術的な側面を示しているか否かを区別すべきである」として、戦争の当事国にならないための、或いは、戦争に巻き込まれないための周到的行動の準則を示している。

したがって、「ラオスの中立宣言」もスイスの公的的中立概念も、共に、永世中立国は戦争を開始してはならない義務があるが、それだけには限らず、あらゆる種類の武力行使に訴えてはならない義務を認めているということが出来る。しかしながら、「ラオスの中立宣言」に定める「いかなる武力行使または、武力による威嚇を行なわないという義務がすべての永世中立国が遵守しなければならない義務であるのか、或いは、ラオスだけに課せられた独自の義務であるのかは、

文言上だけでは明らかではない。

ビントシェトラは、永世中立国は「いかなる戦争も開始してはならない」と述べた上で、「また、——一般的には——武力行使に訴えてはならない義務がある」と述べている⁽³⁸⁾。クンツも、永世中立国は「平時でさえも戦争に巻き込まれる可能性のあるいかなる政策もとることは禁止されている」と説いている⁽³⁹⁾ことから、彼らは永世中立国が武力行使に訴えることはできないと解しているといえるであろう。フェアドロスも、永世中立国の武力不行使義務を当然の前提とした論及を行っているように思われる。すなわち、彼は、戦争状態の存在について何んら言及することなく、オーストリアの中立承認国は、安全保障理事会や総会において、同国を強制措置に参加させるようにすれば中立侵犯となるので、このような措置の適用を要求してはならない義務を負っていると述べているからである⁽⁴⁰⁾。

このようにみえてくると、永世中立国には、自国が攻撃をうけた場合を除いて、国際法上の意味における戦争だけではなく、武力行使一般が禁止されているといえることができる。したがって、在イラン米大使館人質事件におけるアメリカの自国民救出作戦のような行為が一般の国家には自衛権の行使として或いは復讐として許容されるものであると仮定しても、また、「タラ戦争」の場合におけるように公海上での漁業権侵害を排除するために一定の実力行使が一般の国家には認められるものであるとしても、永世中立国にはこのような実力の行使は限定的な措置であっても容認されないものと解される。

(2) 兵力の提供義務を負うことの禁止

永世中立国は、戦争や武力紛争に巻き込まれるようないかなる義務も負ってはならないのであるから、平時においても、将来他国家間で戦争が起った場合のことを考慮にいれて、他国に対して兵力の提供を義務づけられるような条約上の義務を負ってはならない。

永世中立国が他の永世中立国の保障国となることも禁止されていると解される⁽⁴¹⁾。けだし、一方の永世中立国が侵略されるような場合、その保障国たる別の永世中立国は、他の保障国と共に侵略行為を排除するために、兵力を提供し、救援に赴かなければならない義務が発生するからである。

オーストリアは1815年に「スイス国の永世中立及びその領域の不可侵の承認及び保障に関する宣言」に署名したことによって、スイスの永世中立を承認し且つ保障した。しかし、国際法上、永世中立国が他の永世中立国の保障国になることはその地位との抵触をきたすので、1955年にオーストリアが永世中立国になった時点で、オーストリアは最早スイスの保障国ではなくなったものと解される。当のオーストリアを除くスイスの永世中立を承認し且つ保障した6か国すべての国（英、仏、ソ連邦、西独、スウェーデン、ポルトガル）及び被保障国スイスが、1956年4月30日までにオーストリアの永世中立を承認した⁽⁴²⁾ことによって、オーストリアの保障国たる地位からの離脱にすべての関係国が同意したものと考えられるからである。

平和維持活動に従事する国連部隊への参加については、永世中立国が派遣義務を負っても理論上は問題がなく、中立義務との抵触問題は発生することはない。現に、オーストリアは、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランドの北欧四か国の中立主義諸国による国連待機軍（United Nations stand-by forces）の創設の後、全九か条から成る「国際諸機構の要請に基づき外国に対して援助を行うためのオーストリア部隊派遣に関する連邦憲法規程」⁽⁴³⁾を制定して（1965年）、国際連合の平和維持活動に積極的な協力を行ってきている。

国際連合の平和維持活動が永世中立国の義務と抵触しないのは、国連が普遍的な国際機構であり、また、平和維持部隊が戦闘目的を有しなく、休戦協定の実施確保、交戦国軍隊の引き離し、治安維持活動などをその任務としているからである。

(3) 軍事同盟不参加義務

永世中立国は、平時においても、将来他国間で戦争が勃発する場合のことを考慮にいれて、軍事的、非軍事的協力義務を負うような約束をしてはならない義務がある⁽⁴⁴⁾。二国間条約であれ多数国間条約であれ、また、その名称の如何にかかわらず、軍事同盟の性格をもつ機構や条約への参加は永世中立国の義務と両立するものではない。

逆に同盟の名称が付されていても、その同盟が全く片務的なもので、永世中立国が攻撃を受けた場合には他の同盟国には救援の義務が発生するが、他の同盟国が攻撃を受けたときには永世中立国は救援に赴かないだけでなく、援助、便益等の提供義務も負わないというものであれば、永世中立国もこのような同盟に参加することができることは明白であろう。このような同盟であれば、永世中立国が他国から中立の保障を受けるのとなんら変わるところがないからである。

永世中立国は、後にみるように、軍事同盟の性格を有しないものであっても、ECのような加盟国間の緊密な経済同盟には参加することができないとの解釈が一般的である。加盟国一律の共通通商政策を実施するために、特定多数決制度が導入されているからである（EC条約第113条）。

在イラン米大使館人質事件において、この規定によって、1980年4月22日EC9カ国外相会議は、イランに対する制裁措置として、テヘランにおけるEC加盟諸国大使館の員数削減、イランに割り当てていた外交官の員数削減、イランに対する武器その他の軍事物資の輸出許可停止などを決定した。

このようなECの共通通商政策としての非軍事的制裁措置は、フォークランド紛争において、アルゼンチンに対してもとられた。EC10カ国外相会議は、アルゼンチンに対する輸入全面禁止措置を内容とする経済制裁を決定し、また、後にはその制裁の延長を決定した（1982年5月24日）。

フォークランド紛争の場合には、法的な意味における戦争状態は発生していなかったという見解に立ったとしても、永世中立国がECの加盟国となっていてこの経済制裁に参加していたと仮定した場合、中立義務違反の問題が生じていたであろう。武力紛争に巻き込まれる可能性があるからである。戦争状態が発生していたとしたら、中立義務違反は確定的なものになっていたであろう。中立国は、交戦国に財政的支持を与えてはならず、政治的に動機づけられた輸入禁止措置をとることも許されないからである（スイスの公的中立概念）。

オーストリア、スイス、スウェーデンの永世中立国或いは中立主義国は、その地位故にECの加盟国となれないことが当初からわかっていたので、1961年10月、これら三国は外相会議を開催して各国の法的、政治的地位と抵触しない範囲でECとの経済的結合関係を樹立すべく協議を行った。その結果、EC条約第238条の下での准加盟国（associate member）としての地位の取得ということであれば、中立の地位を損なわずに加盟ができるという結論に達した。

オーストリアもこのような地位を求めてECとの交渉にはいったが、このような地位の取得さえもソ連邦やチェコスロヴァキアなどの中立義務違反との抗議や非難によってこの計画は挫折するという経緯があったのである。

(4) 軍事目的のための領域使用義務を負うことの禁止

中立国は戦時において交戦国に自国領域（領土，領海，領空）を利用させてはならない義務がある⁽⁴⁵⁾。そのために，永世中立国は，将来他国家間に戦争が勃発する場合のあることを考慮にいて，平時においても，他国に対して自国領域の使用義務を負うような約束を行ってはならない義務がある⁽⁴⁶⁾。

その代表的なものが永世中立国の軍事基地不貸与の義務である。わが国が永世中立国になるべきであるとの主張があるが，そのような場合，同盟条約である日米安全保障条約を解消しなければならないことは勿論であるけれども，同条約第6条に基づいてわが国がその領土内に設置を認めている米軍基地が撤去されなければならないことはいうまでもない。

戦時において永世中立国はその領域内において交戦国のいずれか一方のために軍隊，武器，弾薬，衛生部隊などの通過を許容してはならない義務を負っている（スイスの公的の中立概念，陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル条約，第2条～第5条参照），永世中立国は，平時においても，戦時になってそのような義務の履行を迫られるような約束を行ってはならないのである。

また，作戦基地としての自国領土の譲渡，徴兵・宣伝場所の設置，放送局の設置，領空飛行などの義務を負ってはならない（スイスの公的の中立概念参照）。しかし，国連の平和維持活動（PKO）に従事する部隊に対するさきのような便益，援助の提供は，その活動が非強制的なものであるため，中立義務違反の問題は生じることはないであろう。

- (1) Karl Zemanek, "Das Problem der Beteiligung des immerwährende neutralen Österreich an Sanktionen der Vereinten Nationen, besonders im Falle Rhodesiens", *Zeitschrift für Ausländisches Öffentliches Recht und Völkerrecht*, Nr. 1, 1968, S.29.
- (2) スイス外務省が1954年11月26日に発表した中立の権利義務に関するモデルである。全文については，Stephan Verosta, *Die dauernde Neutralität*, Wien 1967. Anhang I, S.113～117.
- (3) H. Lauterpacht, *Oppenheim's International Law*, vol. 2, Seven Edition, p.655
- (4) Alfred Verdross, "Österreichs Neutralität—ein Beitrag zum Frieden in der Welt", *Die Republik Österreich Gestalt und Funktion Ihrer Verfassungen*, Wien 1968, S.296～297.
- (5) Gerard J. Mangone, *The Elements of International Law*, Revised Edition 1967, The Dorsey Press, Homewood, Illinois, p.418.
- (6) Gerard J. Mangone, *ibid.*, p.418.
- (7) H. Lauterpacht, *op. cit.*, p.202.
- (8) Karl Zemanek, *op. cit.*, S.29.
- (9) 石本泰雄『中立制度の史的研究』昭和33年，4頁。小谷鶴次「戦争の性質・禁止・不法化」『国際法講座』第3巻，国際法学会，昭和29年，28～29頁。
- (10) 寺沢一，朝日新聞，1982年5月5日，
- (11) H. Lauterpacht, *op. cit.*, p.675.
- (12) H. Lauterpacht, *ibid.*, p.686 ; 前原光雄，「中立国の義務」，『国際法講座』第3巻，国際法学会，昭和29年，287～288頁。
- (13) H. Lauterpacht, *ibid.*, p.684.

- (14) H. Lauterpacht, *ibid.*, p.753.
- (15) 同様の見解とみられるものとしては、前原光雄、前掲論文、288頁。
- (16) 石本泰雄『中立制度の史的的研究』昭和33年、146頁。
- (17) 同様の見解として、例えば、Rudolf L. Bindschedler, "Das Problem der Beteiligung der Schweiz an Sanktionen der Vereinigten Nationen, besonders im Falle Rhodesiens", *Zeitschrift für Ausländisches Öffentliches Recht und Völkerrecht*, Nr. 1, 1968. S.2.
- (18) Alfred Verdross, *op. cit.*, S.16.
- (19) 前原光雄、前掲論文、288頁。
- (20) Rudolf L. Bindschedler, *op. cit.*, S.2.
- (21) Rudolf L. Bindschedler, *ibid.*, S.2.
- (22) Alfred Verdross, *Die immerwährende Neutralität der Republik Österreich*, Wien 1966, S.19.
- (23) 前原光雄、前掲論文、288頁。
- (24) 他にも、Alfred Verdross, *Die immerwährende Neutralität der Republik Österreich*, Wien 1966, S.31.
- (25) Howard J. Taubenfeld, "International Action and Neutrality", *American Journal of International Law*, (A. J. I. L.) vol. 47, 1953, p.392.
- (26) *Yearbook of the United Nations*, 1950, p.239.
- (27) Alfred Verdross, *Die immerwährende Neutralität der Republik Österreich*, S.31~32.
- (28) Alfred Verdross, "Austria's Permanent Neutrality and the United Nations Organization", *A. J. I. L.*, vol. 50, 1956, p.64.
- (29) Alfred Verdross, *Die immerwährende Neutralität der Republik Österreich*, S.20.
- (30) Alfred Verdross, *ibid.*, S.20.
- (31) 例えば、田岡良一、『永世中立と日本の安全保障』、昭和25年、119頁。前原光雄、前掲論文、290~291頁。
- (32) 田岡良一、前掲書、180~181頁。石本泰雄、前掲書、154~155頁。H. Lauterpacht, *op. cit.*, p.207.
- (33) 前原光雄、前掲論文、290頁。
- (34) 例えば、Alfred Verdross, *Die immerwährende Neutralität der Republik Österreich*, Wien 1968, S.19 ; Josef L. Kunz, "Austria's Permanent Neutrality", *A. J. I. L.*, vol. 50, 1956, p.419, p.424 ; Stephan Verosta, *Die dauernde Neutralität*, Wien 1967, S.83.
- (35) Stephan Verosta, *ibid.*, S.77.
- (36) Josef L. Kunz, *op. cit.*, p.419.
- (37) Rudolf L. Bindschedler, *op. cit.*, S.1.
- (38) Rudolf L. Bindschedler, *ibid.*, S.2.
- (39) Josef L. Kunz, *op. cit.*, p.419.
- (40) Alfred Verdross, *Die immerwährende Neutralität der Republik Österreich*, S.30.
- (41) Josef L. Kunz, *op. cit.*, p.419.
- (42) オーストリアの永世中立承認国については、田岡良一「オーストリアの永世中立」*国際法外交雑誌*、第55巻第5号、7頁参照。
- (43) Bundesverfassungsgesetz vom 30. Juni 1965, BGBl, Nr. 173, über die Entsendung österreichischer Einheiten zur Hilfeleistung in das Ausland auf Ersuchen internationaler Organisationen, *Österreichische Bundesverfassungsgesetze*, Philipp Reclam Jun. Stuttgart, S. 39~41.
- (44) Alfred Verdross, *Die immerwährende Neutralität der Republik Österreich*, S.16.

(45) Rudolf L. Bindschedler, op. cit., S.2.

(46) 「陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及ビ中立人ノ権利義務ニ関スル条約」第2条～5条参照。Alfred Verdross, Die immerwährende Neutralität der Republik Österreich, S.16.